

弘前市宿泊税に係るQ & A

1 宿泊税制度について.....	1
Q1 宿泊税とはどのような税ですか。	1
Q2 税額の設定について教えてください。	1
Q3 税額、課税対象等が変更されることはないのですか。	1
Q4 宿泊税を導入した後の用途についてはどのように考えていますか。	1
Q5 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	1
Q6 幼児や子供にも宿泊税はかかりますか。	1
Q7 令和7年12月からの宿泊税導入は確定したのか。それまでの流れについても教えてください。	2
Q8 登記上の本社所在地が弘前市内、宿泊施設が弘前市外にある場合、宿泊税の徴収は必要ですか。	2
2 宿泊について.....	2
Q1 課税対象となる「宿泊」の判断基準について教えてください。	2
Q2 課税対象とならない宿泊の例を教えてください。	2
Q3 「宿泊日」の定義について教えてください。	2
Q4 事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）。	3
Q5 客室を日帰りで利用する（いわゆるデユース）場合。	3
Q6 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合。	3
Q7 ウィークリーマンション等の場合。	3
Q8 自社向けの研修施設でもあるが、宿泊税を徴収するのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。	3
Q9 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、これらも宿泊税の対象となりますか。また、料金は1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たりの宿泊税が課税されますか。	3
Q10 キャンプ場の場合、形式上は1棟の金額で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。	3
Q11 市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を訪れることはあるかもしれないので宿泊税の対象として理解できますが、地元の人が市内のホテル等に宿泊する場合についてどのようにお考えですか。	3
Q12 農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。	4
Q13 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しています。宿泊者には、保護経費の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、課税対象ですか。	4
Q14 ハウスユース（自分の会社の社員もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）の場合。	4
Q15 従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。	4
Q16 グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受があります。	4
Q17 公営施設の場合、または宿泊施設が宿泊料金を免除している場合。	4

Q18 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所の場合。.....	4
Q19 ペットの宿泊は課税対象となるのか。.....	4
Q20 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。....	4
Q21 事務所として客室を利用する場合、宿泊税はかかりますか。.....	4
Q22 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。.....	4
Q23 長期滞在(2～3 ヶ月)の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約(30 日以上の場合可能)とした場合はどうか。.....	5
Q24 令和7年11月30日から課税開始日の令和7年12月1月にかけての宿泊は宿泊税がかかりますか。..	5
Q25 課税開始日の令和7年12月1日以降の宿泊について、予約は11月中に行っていました。この場合、宿泊税は課税されるのでしょうか。.....	5
Q26 当ホテルでは、食事代や会議室の利用に係る料金も宿泊料金の一部として取り扱っています。この場合、宿泊税は課税されるのでしょうか。.....	5
Q27 企画旅行や手配旅行は宿泊税が課税となりますか。.....	5
Q28 1人当たりの料金が不明な場合における宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。.....	5
Q29 宿泊料金の割引・優待等があった場合における宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。.....	5
Q30 自治体を実施する旅行支援キャンペーンなどがあった場合における宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。.....	5
Q31 連泊割引が適用される場合における宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。.....	6
Q32 RVパークの運営をしているが、宿泊税の課税対象となりますか。.....	6
Q33 領収書等に記載する名目を宿泊料金ではなく、駐車料金としている場合、宿泊税は課税されますか。	6
Q34 当社の業界内では、お客様がホテル施設へ宿泊された際、駐車場で料金を精算するというシステムが採用されています。料金の名称及び料金の計上は駐車料金となりますが、ホテル施設は事業者側で用意しています。この場合の取り扱いはどうになりますか。.....	6
3 課税免除について.....	6
Q1 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊で課税免除となるのはどのような人ですか。.....	6
Q3 修学旅行等の学校行事における引率者の定義について教えてください。.....	7
Q4 部活動やクラブ活動に伴う宿泊は課税免除の対象になりますか。.....	7
4 徴収の方法について.....	7
Q1 宿泊税の徴収方法はどのように行うのか。.....	7
Q2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法はどうか。.....	7
Q3 宿泊税を支払った際のキャッシュレス手数料は誰が負担することとなりますか。.....	7
Q4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうなりますでしょうか。.....	8
Q5 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預ることに問題はありますか。.....	8
Q6 宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応するか。.....	8

Q7 宿泊税の導入について、旅行業者や宿泊者に周知されていないと、宿泊税を徴収するときにトラブルが発生するおそれがある。周知はどのように行う予定か。.....	8
Q8 令和7年12月から宿泊税導入とのことだが、今からではシステム整備が間に合わない。システム整備が完了するまで数か月、宿泊税の徴収を猶予してもらうことはできないか。.....	8
Q9 合宿場を40人で予約していたが、当日2人キャンセルがあり、実際の宿泊者数が38人になった場合、施設側としては当初予約した40人分の料金をいただくこととなっています。この場合、宿泊税は40人分を徴収する必要があるのか、それともキャンセルした2人分を除いた38人分の徴収となるのでしょうか。.....	8
Q10 宿泊料金を事前にクレジットカードで決済しているお客様は、予約の段階で宿泊税分も徴収して問題ないでしょうか。.....	9
Q11 事前決済したが、当日宿泊できなくなった場合、宿泊税分の返金は必要ですか。また、宿泊料金の100%をキャンセル料金として支払ってもらう場合でも宿泊税の返金は必要ですか。.....	9
Q12 宿泊料金を宿泊者以外の代理の方(第三者)が支払った場合、宿泊税は誰から徴収すればよいのでしょうか。.....	9
Q1 申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額以下」の根拠は何か。.....	9
Q2 申告納入の特例はいつから適用できるのか。.....	10
Q3 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での申告納入となりますか。.....	11
Q4 納入はどこでできますか。.....	11
Q5 申告や納入が遅れたらどうなりますか。.....	11
Q6 営業を休止した場合や廃止した場合において、休止・廃止までに、当該月の宿泊があった場合、宿泊税の徴収は必要ですか。.....	11
Q7 営業自体は行っていましたが、宿泊がなかったため、徴収した宿泊税もありませんでした。この場合でも「宿泊税納入申告書」の提出は必要でしょうか。.....	11
Q8 「宿泊税納入申告書」を提出した際、誤った宿泊税額を記載してしまい、正しい金額よりも過大に宿泊税を納めてしまいました。この場合、還付を受けることは可能でしょうか。.....	12
Q9 宿泊税の申告を忘れていた場合や納入が遅れた場合のペナルティなどはあるのでしょうか。.....	12
Q10 新たに宿泊事業を始めることを検討していますが、何か届出は必要ですか。.....	12
Q11 宿泊税特別徴収義務者申告書を提出したいのですが、現在、旅館業法の許可申請中で許可証の添付が出来ません。この場合、どうすればよろしいでしょうか。.....	12
Q12 代表者や施設名称の変更など、宿泊税特別徴収義務者申告書の申告事項に変更があった場合に必要の手続きを教えてください。.....	12
Q13 宿泊施設の営業を1か月以上休止する予定です。何か届出が必要でしょうか。.....	12
Q14 宿泊施設の営業を廃止しました。何か届出が必要でしょうか。.....	12
Q15 納入申告書等の様式にある「施設番号」とは何を記載すればよろしいでしょうか。.....	13
Q16 複数の宿泊施設を経営しています。特別徴収義務者申告書はまとめて1枚の提出でよろしいですか。施設ごとに提出すればよろしいでしょうか。.....	13
6 領収書について.....	13
Q1 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか。.....	13
Q2 領収書等に宿泊税を徴収した旨の記載は必要でしょうか。.....	13

Q3 手引き等に掲載されている領収書は単なる例であって、事業者が作成する様式を使うことで差し支えないですか。.....	13
Q4 仮に4名で宿泊して、代表者が全員分の宿泊料金及び宿泊税をまとめて支払った場合、代表者に宿泊人数、4名分の宿泊料金及び宿泊税額を記載した領収書をお出しすることで問題ないでしょうか。.....	13
Q5 4泊した場合、宿泊税は宿泊人数×4日分の合計額となるが、仮に領収書で、客室料金の中に消費税や入湯税、宿泊税等を含めて記載する場合、領収書には一人当たりの宿泊税がいくらかといった内訳の記載も必要でしょうか。.....	13
Q6 団体客の宿泊があった場合、領収書は団体宛てに1枚のみ出しています。宿泊税について、団体宛てに宿泊税●人分と記載して、1枚のみ出せばそれで足りるでしょうか。それとも宿泊した一人一人に出す必要がありますか。.....	14
Q7 宿泊料金等(宿泊税以外)分の領収書、宿泊税分のみの領収書というように、それぞれ分けて出してもよいですか。.....	14
Q8 会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。.....	14
7 特別徴収事務交付金について.....	14
Q1 交付金とはどのようなものですか。.....	14
Q2 申告納税額の3.5%を交付金として交付してくれるとのことだが、3.5%の根拠は。.....	14
8 システム整備等補助金について.....	14
Q1 システム整備等補助金とはどのようなものですか。.....	14
Q2 補助金の申請を予定していますが、補助金に上限はありますか。.....	14
Q3 補助金の申請は上限に達するまで複数回可能でしょうか。.....	14
Q4 レジシステムの改修は必須ですか。.....	15
Q5 補助金の対象となる事業とは具体的にはどのようなものが該当しますでしょうか。.....	15
Q6 補助金の申請が総務大臣同意後からでないといけないとのことだが、それだと宿泊税導入までの期間が4ヶ月ほどしかない。これではシステム整備の時間が取れず、宿泊税徴収の準備ができない。.....	15
Q7 システム整備等補助金の上限額が50万円となっている根拠は。.....	15
Q8 「他の補助金等の交付対象となっている経費は補助対象外です。」とありますが、宿泊管理システムを導入した際に助成金を利用している場合は、補助対象外になりますか。.....	15
Q9 課税開始日までにシステム改修を終わらせたいので、先に改修をしてしまい、後から補助金申請した場合も交付の対象となるのか。.....	15
9 その他.....	16
Q1 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのか。また県が導入した場合は二重課税となるのではないのか。.....	16
Q2 入湯税とは二重課税にならないのか。.....	17
Q3 宿泊税は売り上げに含まれるのか。.....	17
Q4 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。.....	17
Q5 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。.....	17

Q6 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。.....	17
Q7 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどの ようになるのか。.....	17
Q8 宿泊税導入後に特別徴収義務者の申告を行っていない宿泊業者への対応はどうか。.....	18
Q9 事務が増える宿泊事業者に対する具体的な支援とは。.....	18
Q10 宿泊料金をポイント精算した場合や無料招待券で宿泊した場合は。.....	18
Q11 宿泊税を管理するにあたって、現在作成している帳簿等とは別に新たに宿泊税用の帳簿等を作成す る必要はありますか。.....	18
Q12 特別徴収義務者は、市に代わって宿泊税を徴収してあげるのに、帳簿の作成漏れや申告遅れに対す る罰則がたくさんある。なぜこれほど罰則を定める必要があるのか。.....	18
Q13 OTA 等サイト掲載の例文は市から示されるのか。また、宿泊税の周知はいつからしてよいか。.....	19
Q14 次回の国スポの会場となる自治体の中で、開催時点で宿泊税が導入されているのはおそらく弘前市 だけかと思います。青森県あるいは国スポの関係団体、宿泊を募集する事業者に対して、宿泊税の導入に 関する情報はすでに伝わっているのでしょうか。それともこれから伝えていく予定でしょうか。.....	19
Q15 高校総体に関する宿泊は課税対象になるとのことですが、県を通じて、運営側にすでに伝わっている のでしょうか。それともこれから伝えていく予定でしょうか。予約があれば宿泊税についても説明をするが、宿 泊する際に宿泊税分の値段が上がるケースなどがあると思うので、宿泊税の導入について、事前にアナウン スなどあった方がスムーズに事が進むかと思います。.....	19

1 宿泊税制度について

Q1 宿泊税とはどのような税ですか。
A 宿泊税は、弘前市の自然、歴史、文化、伝統などの地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、弘前市が独自に課税する地方税(法定外目的税)です。 市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税されます。
Q2 税額の設定について教えてください。
A 宿泊者1人1泊につき、一律200円に設定しています。宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいとの考えから免税点は設けておりません。
Q3 税額、課税対象等が変更されることはないのですか。
A 税額等は条例において規定されています。なお、本条例では、施行後5年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることと定めています。
Q4 宿泊税を導入した後の使途についてはどのように考えていますか。
A 使途は、弘前市総合計画の施策項目のうち、以下3つの項目に活用したいと考えています。 【使途の項目】 ①観光資源の魅力の強化(観光コンテンツの充実、夜観光の推進、地域資源の継承に係る支援等) ②観光客受入環境の整備促進(観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備等) ③国内外への情報発信(多言語対応や観光コンテンツの情報発信等)
Q5 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
A 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業法の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方です。 ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。 また、旅館業法の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設でも課税対象となる宿泊がある場合は当該施設を経営している方が特別徴収義務者となります。
Q6 幼児や子供にも宿泊税はかかりますか。
A 宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば、添い寝無料などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。

Q7 令和7年12月からの宿泊税導入は確定したのか。それまでの流れについても教えてください。

A 宿泊税導入に関する手続き等が完了したことから、令和7年12月1日からの宿泊税導入は確定しております。

宿泊税の導入までの主な流れについては、①令和6年3月から5回にわたり開催された弘前市宿泊税検討委員会からの答申、宿泊事業者からの意見聴取及びパブリックコメントの実施を経て、宿泊税制度素案や素案に基づく宿泊税条例(案)を作成、②令和7年3月市議会定例会において弘前市宿泊税条例が可決・成立し、同日公布、③令和7年5月上旬に総務大臣へ宿泊税新設の協議書を提出し、令和7年7月22日に総務大臣の同意を得たことから、「弘前市宿泊税条例」の施行期日を令和7年12月1日と定めた「弘前市宿泊税条例の施行期日を定める規則」を制定し、令和7年8月4日に公布となっております。

Q8 登記上の本社所在地が弘前市内、宿泊施設が弘前市外にある場合、宿泊税の徴収は必要ですか。

A 宿泊施設が弘前市外であれば、宿泊税の課税対象外となります。

当市の宿泊税制度は、あくまでも「弘前市内の宿泊施設への宿泊」が対象となります。そのため、本社の所在地に関係なく、宿泊施設の所在地で課税対象となるかどうかを判断いただきますようお願いいたします。

2 宿泊について

Q1 課税対象となる「宿泊」の判断基準について教えてください。

A 宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を行い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となるか判断します。

① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※仮に0時以降にチェックインして、チェックアウトまで6時間未満の場合であっても、宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば課税対象となります。

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。旅館業法の許可が必要な宿泊とは以下の4項目をすべて満たすものです。

・宿泊料を徴収している(名称は問わない)

・社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)

・反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)

・生活の本拠ではない(使用期間が一カ月未満の場合、使用期限が一カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

Q2 課税対象とならない宿泊の例を教えてください。

A キャンセルした場合は課税対象になりません。

また、無料で宿泊させる場合は課税対象となる宿泊料がないため、宿泊税はかかりません。

Q3 「宿泊日」の定義について教えてください。

A 宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合(チェックインが翌日午前0時以降等)は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。

Q4 事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合(宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合)。
A その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象とします。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。
Q5 客室を日帰りで利用する(いわゆるデイクース)場合。
A 日をまたぐ利用ではないため課税対象となりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象とします。
Q6 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合。
A 日をまたぐ6時間以上の利用(連続した延長利用を含む)があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象とします。なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。
Q7 ウィークリーマンション等の場合。
A ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらなない場合は課税対象となりませんが、旅館業法による宿泊にあたる場合は課税対象とします。
Q8 自社向けの研修施設でもあるが、宿泊税を徴収するのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。
A 研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法の規定に該当する施設であれば、宿泊税の課税対象となります。 そのため、宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金を課している場合や、宿泊契約に基づかない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。
Q9 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、これらも宿泊税の対象となりますか。また、料金は1棟(区画)を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たりの宿泊税が課税されますか。
A 旅館業法でいう宿泊とは、宿泊事業者が施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業法に基づく宿泊に該当しないのであれば、宿泊税の課税対象となりません。 ただし、固定式のテントやバンガロー等、宿泊事業者が設けた施設で宿泊する場合は旅館業法でいう宿泊に該当するため、宿泊税が課税されます。 なお、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて宿泊税を納めることになります。
Q10 キャンプ場の場合、形式上は1棟の金額で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていますが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。
A 1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等の分も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。
Q11 市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を訪れることはあるかもしれないので宿泊税の対象として理解できますが、地元の人が市内のホテル等に宿泊する場合についてどのようにお考えですか。
A 観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐に渡っていることから、それから受けるサービスは様々です。市内居住者であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いしています。

Q12 農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。
A 宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。
Q13 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しています。宿泊者には、保護経費の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、課税対象ですか。
A 賛同金が、宿泊の利用行為として負担したものであり、宿泊事業者が、宿泊料金としてその対価を受けているということであれば、課税対象となります。
Q14 ハウスユース(自分の会社の社員もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと)の場合。
A 宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金を課している場合は、課税対象となります。宿泊契約ではない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。
Q15 従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。
A 宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税は課税されません。
Q16 グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受はありません。
A 宿泊料金を徴収されているので、宿泊税は課税されます。
Q17 公営施設の場合、または宿泊施設が宿泊料金を免除している場合。
A ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業法の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。 なお、宿泊施設により、宿泊料金が免除されている場合は、課税されません。
Q18 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所の場合。
A 無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業法の宿泊には該当しませんので、課税対象ではありません。
Q19 ペットの宿泊は課税対象となるのか。
A 基本的な考えとして宿泊者ではないので、課税対象ではありません。
Q20 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。
A 宿泊税は宿泊施設の宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。
Q21 事務所として客室を利用する場合、宿泊税はかかりますか。
A 宿泊施設において宿泊料金として取り扱っていない限りは、宿泊税の課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。
Q22 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。
A 会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。

Q23 長期滞在(2～3ヶ月)の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約(30日以上の場合可能)とした場合はどうか。
A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。
Q24 令和7年11月30日から課税開始日の令和7年12月1日にかけての宿泊は宿泊税がかかりますか。
A 令和7年11月30日にチェックインして、令和7年12月1日にかけて行われる宿泊は宿泊税がかかります。宿泊税の課税対象は、あくまで課税開始日である令和7年12月1日のチェックインからです。
Q25 課税開始日の令和7年12月1日以降の宿泊について、予約は11月中に行っていました。この場合、宿泊税は課税されるのでしょうか。
A 予約をした時期に関わらず、宿泊自体が令和7年12月1日以降に行われるのであれば、宿泊税が課税されます。
Q26 当ホテルでは、食事代や会議室の利用に係る料金も宿泊料金の一部として取り扱っています。この場合、宿泊税は課税されるのでしょうか。
A 宿泊税条例における宿泊料金とは、「宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの」をいい、具体的には、清掃代・寝具使用料・入浴代・寝衣代・サービス料・奉仕料等で、仮に宿泊施設として、食事代等を宿泊料金に含んでいる場合であっても、宿泊税条例における宿泊料金には該当しません。そのため、食事や会議室のみの利用は宿泊税が課税されません。
Q27 企画旅行や手配旅行は宿泊税が課税となりますか。
A 企画旅行の場合は旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの金額、手配旅行の場合は旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額が宿泊料金となるため、それぞれ課税対象となります。
Q28 1人当たりの料金が不明な場合における宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。
A 1室1泊当たりで宿泊料金を徴収しているなど、1人当たりの宿泊料金が不明であっても、宿泊者数に応じた宿泊税が課税となります。また、幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されている場合、課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。
Q29 宿泊料金の割引・優待等があった場合における宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。
A 宿泊施設が割引した後の料金が宿泊料金となるため、割引後の宿泊料金が0円となる場合は、宿泊税の課税されません。ただし、宿泊予約サイト等、 <u>宿泊施設以外の第三者によるサービス</u> によって宿泊料金が0円となる場合は、割引前の宿泊料金で判断するため、宿泊税が課税されます。
Q30 自治体を実施する旅行支援キャンペーンなどがあった場合における宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。
A 自治体を実施する旅行支援等、宿泊施設に対して宿泊者以外の第三者から支払いがある場合は、宿泊者の支払うべき宿泊料金と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合において、旅行支援等で宿泊料金がすべて賄われ、宿泊者の支払うべき宿泊料金が0円であったとしても宿泊料金は発生していると判断するため、宿泊税が課税されます。

Q31 連泊割引が適用される場合における宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。
A 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算した金額を宿泊料金とします。また、連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の連泊期間の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で割った金額を宿泊料金とします。 例として、宿泊料金が無料になるような割引の仕方の場合、無料となる日の宿泊税は非課税となります。ただし、連泊割引の結果、1泊分が実質的に無料になる場合は宿泊日数分の宿泊税が課税されます。
Q32 RVパークの運営をしているが、宿泊税の課税対象となりますか。
A RVパークを利用した宿泊について、利用者が自分の所有する車に宿泊する場合は、宿泊税は課税されません。一方、宿泊施設が用意した車などの設備(施設)に宿泊する場合は宿泊税の課税対象となります。(旅館業法上の「宿泊」とは、「宿泊事業者が設けた施設への宿泊」を指すため、前者は旅館業法上の宿泊に該当せず、後者は該当することとなります。)
Q33 領収書等に記載する名目を宿泊料金ではなく、駐車料金としている場合、宿泊税は課税されますか。
A 名目に関わらず、旅館業法上の「宿泊」かどうかで課税となるかどうかについて判断します。そのため、名目が駐車料金であった場合で、名目通り、お客様が自分の車に宿泊するために駐車場を利用した際の対価としての料金であれば宿泊税は課税されません。 一方で、宿泊事業者が設けた施設に宿泊する場合は、駐車料金という名目であったとしても、旅館業法上の「宿泊」に該当するため、宿泊税が課税されます。
Q34 当社の業界内では、お客様がホテル施設へ宿泊された際、駐車場で料金を精算するというシステムが採用されています。料金の名称及び料金の計上は駐車料金となりますが、ホテル施設は事業者側で用意しています。この場合の取り扱いはどうになりますか。
A 各事業者ごとに料金の名称は様々あるかもしれませんが、宿泊施設を事業者側で用意しているということであれば、旅館業法上の「宿泊」に該当することとなりますので、本ケースは宿泊税が課税されます。

3 課税免除について

Q1 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊で課税免除となるのはどのような人ですか。
A 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。 なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準じます。 ① 課税が免除される施設 消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設 ② 課税が免除される外国大使等 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

Q2 修学旅行等で課税免除となるのはどのような人ですか。
A 学校長等が証明する修学旅行等の教育課程内の学校教育活動や保育所等における活動は課税免除となります。
課税が免除される活動と対象者
① 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)に在籍する幼児、児童、生徒又は学生で学校が主催する修学旅行その他行事に参加する者及び引率者
② 下記の施設に在籍する乳児又は幼児で施設が主催する行事に参加する者及び引率者
ア)保育所
イ)幼保連携型こども園
ウ)家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設
Q3 修学旅行等の学校行事における引率者の定義について教えてください。
A 引率者とは、生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や心身の障害等により介助が必要である生徒等を介助する看護師や保護者等が該当します。旅行業者の添乗員やカメラマン等は引率者には該当しません。
Q4 部活動やクラブ活動に伴う宿泊は課税免除の対象になりますか。
A 当市における課税免除は、教育課程内の学校教育活動や保育所等における活動を対象としています。部活動やクラブ活動は教育課程外であるため、課税免除の対象とはなりません。通常の宿泊と同様に宿泊税を徴収してください。

4 徴収の方法について

Q1 宿泊税の徴収方法はどのように行うのか。
A 特別徴収の方法については、具体的には規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。
① 現金払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を一緒に支払います。
② 事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。
※ 仮に旅行サイトを使い、宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。
③ 宿泊料金は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を支払います。現地で宿泊税を支払います。
Q2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法はどうなるか。
A 特別徴収の方法については、具体的には規定していません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」、「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくことになります。
なお、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択いただくことになりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。
Q3 宿泊税を支払った際のキャッシュレス手数料は誰が負担することとなりますか。
A 宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合の手数料については、宿泊事業者とカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくことになります。

Q4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうなりますでしょうか。
A 仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が当市に納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することになります。（地方税法第 733 条の 15 第 3 項） このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設のフロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力をお願いします。
Q5 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預ることに問題はありますか。
A 旅行業者にて旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテルや旅館等との間で取り決めていただくことになります。
Q6 宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応するか。
A 外国語に対応した宿泊税のポスター、チラシ等の広報物を配布いたしますので、ホテル・旅館の受付などにご提示ください。
Q7 宿泊税の導入について、旅行業者や宿泊者に周知されていないと、宿泊税を徴収するときにトラブルが発生するおそれがある。周知はどのように行う予定か。
A 宿泊税導入の周知については、宿泊税導入の検討状況等の情報を市ホームページで公開しているほか、総務大臣の同意前から旅行関連業者に宿泊税の開始を予定している旨、事前の通知を行っております。今後は宿泊税の導入時期等が確定したことから、周知用の広告物（ポスターやチラシなど）を活用するなどして、丁寧な周知に努めます。
Q8 令和7年12月から宿泊税導入とのことだが、今からではシステム整備が間に合わない。システム整備が完了するまで数か月、宿泊税の徴収を猶予してもらうことはできないか。
A 宿泊税条例が施行され、宿泊税の徴収が始まると、市内のすべての宿泊事業者の皆様が特別徴収義務者となるため、一部の宿泊事業者の方のみの徴収猶予を行うことはできません。大変申し訳ございませんが、システムの整備が間に合わない場合は、その期間、システムを使用しない方法により徴収を行うことをご検討いただければと思います。
Q9 合宿場を40人で予約していたが、当日2人キャンセルがあり、実際の宿泊者数が38人になった場合、施設側としては当初予約した40人分の料金をいただくこととなっています。この場合、宿泊税は40人分を徴収する必要があるのか、それともキャンセルした2人分を除いた38人分の徴収となるのでしょうか。
A キャンセルした2人については、宿泊行為がないため課税対象とならず、実際の宿泊者数分の宿泊税を徴収いただくこととなります。ご質問のケースでは、40人分ではなく、38人分の宿泊税を徴収していただきますようお願いいたします。 なお、仮に宿泊税込みで決済していて、その後キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が宿泊税分を宿泊者に返金することとなります。 また、返金の方法については宿泊施設と旅行予約サイト運営会社間の取り決めによります。

Q10 宿泊料金を事前にクレジットカードで決済しているお客様は、予約の段階で宿泊税分も徴収して問題ないでしょうか。

A 宿泊税分も事前に決済していただいて問題ございません。なお、当該分の申告納入は、実際に宿泊があった月の翌月に行ってください。

Q11 事前決済したが、当日宿泊できなくなった場合、宿泊税分の返金は必要ですか。また、宿泊料金の100%をキャンセル料金として支払ってもらう場合でも宿泊税の返金は必要ですか。

A キャンセルの場合、宿泊行為がないため、宿泊税は課税されません。そのため、宿泊料金の100%をキャンセル料金として受け取る場合においても、宿泊税分の返金は必要となります。

Q12 宿泊料金を宿泊者以外の代理の方(第三者)が支払った場合、宿泊税は誰から徴収すればよいのでしょうか。

A ①宿泊税分も宿泊料金とまとめて第三者が支払うケース、②宿泊税分だけは宿泊者自身が支払うケースが想定されます。いずれの場合も納税義務者(課税対象者)は宿泊者ですが、納税については①、②のいずれでも問題ございません。

5 申告納入について

Q1 申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額以下」の根拠は何か。

A 特別徴収義務者は、原則各月の初日から末日までの宿泊税について、翌月の末日までに申告納入をしていただくことになりますが、一定の要件を満たせば、申請いただくことで3か月ごとに年4回の申告納入に切り替えることができます。その要件の一つを、申請月の前12か月の当該宿泊施設が納入すべき宿泊税額が「市長が別に定める金額以下であること」と定めており、その金額が120万円となります。これは、宿泊税の納入を毎月ある程度確保するため、比較的規模の小さい宿泊施設を特例の要件の対象とする必要があり、小規模事業者支援法の定義によると、宿泊業については従業員数が「20人以下」の場合を小規模事業者と定めており、それらの施設が1年間に納入する宿泊施設を試算すると120万円となるため当該金額を要件といたしました。

【参考】特例の承認を受けた場合の申告納入期限

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

Q2 申告納入の特例はいつから適用できるのか。

A 申告納入の特例における「市長が別に定める要件」の一つとして、宿泊税納入期限等特例承認申請書を提出する月の前12か月前の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出している必要があります。ただし、経過措置として宿泊税の課税開始日より前に経営を開始しており、かつ、経営開始から1年を経過している宿泊施設においては、特別徴収義務者となる令和7年12月1日から1年を経過していなくても、その他の要件を満たしていれば、申告納入の特例の対象となります。なお、宿泊税の導入開始後最低3か月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行っていただく必要があります。また、宿泊税納入期限等特例承認申請書を提出した日の属する月の前3か月間において、宿泊税の納入合計額が「30万円以下」であること等が要件となります。

例1)導入開始(R7.12.1)前に経営を開始し、導入開始時点で1年経過している。

R7.12月～R8.2月分まで毎月の申告納入→R8年4月に特例申告納入の申請をしてR8年4月分から適用開始→R8年4月～5月分を6月末日までにまとめて申告納入

例2)導入開始(R7.12.1)前に経営を開始し、導入開始時点では1年経過していない(R8.9月に1年経過)

R7.12月～R8.9月分まで毎月の申告納入→R8年10月に特例申告納入の申請をしてR8年10月分から適用開始→R8年10月～11月分を12月末日までにまとめて申告納入

例3)導入開始(R7.12.1)時点で経営を開始しておらず、R8年7月に特別徴収義務者となる。

R8.7月～R9.6月分まで毎月の申告納入→R9年7月に特例申告納入の申請をしてR9年7月分から適用開始→R9年7月～8月分を9月末日までにまとめて申告納入

【参考】適用要件

- ①申請書の提出前12月間(以下「対象期間」という。)の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。
- ②過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑤申請書を提出した月の12箇月前の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出していること。
- ⑥特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

Q3 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での申告納入となりますか。
A 原則としては、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなります。月をまたぐ連泊の場合、例えば、4月30日の宿泊を4月分、5月1日の宿泊を5月分として分けて計上してください。 ただし、宿泊日ごとの税額が正しく計算されていれば、チェックアウト日が属する月に一括して計上していただいても構いません。
Q4 納入はどこでできますか。
A 納入書により、弘前市の指定した金融機関、弘前市役所、岩木・相馬各総合支所及び各出張所で納入できます。 〈弘前市の指定した金融機関等〉 (1) (株)青森みちのく銀行、(株)秋田銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、つがる弘前農業協同組合、津軽みらい農業協同組合、相馬村農業協同組合及び東北労働金庫の日本国内に所在する本店(所)、支店(所)及び出張所 (2) (株)ゆうちょ銀行・郵便局(東北6県に所在する店舗) ※納入書は、毎年2～3月頃に1年分をまとめてお送りする予定です。 また、弘前市ホームページにも様式を掲載いたしますので、予備が不足した場合はダウンロードしてご利用ください。
電子申告・納入について 納入書のほか、地方税共同機構が運営するeLTAX(エルタックス)による電子申告・電子納入の取り扱いを予定しております。 電子申告・納付の利用が可能となり次第、別途お知らせいたします。
Q5 申告や納入が遅れたらどうなりますか。
A 納期限後に納入申告書の提出があった場合については、不申告加算金が課せられる場合があります。納期限までに宿泊税額を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課せられる場合があります。
Q6 営業を休止した場合や廃止した場合において、休止・廃止までに、当該月の宿泊があった場合、宿泊税の徴収は必要ですか。
A 宿泊がなかった場合など、休止・廃止までに、当該月の宿泊があった場合、休止・廃止があった日から1か月以内に、月の始めから休止・廃止までの納入申告書を提出いただくとともに、金融機関等で納入していただく必要があります。
Q7 営業自体は行っていましたが、宿泊がなかったため、徴収した宿泊税ありませんでした。この場合でも「宿泊税納入申告書」の提出は必要でしょうか。
A 申告すべき税額が0円の場合も、宿泊行為がなかったことも含めて、的確に把握する必要がありますので、0円と記載した申告書の提出は必要です(「宿泊税月計表」の添付は不要です。) 営業自体を休止している場合で、「宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書」を提出いただいている場合は、届出書記載の休止期間中は申告書の提出も不要です。

Q8 「宿泊税納入申告書」を提出した際、誤った宿泊税額を記載してしまい、正しい金額よりも過大に宿泊税を納めてしまいました。この場合、還付を受けることは可能でしょうか。
A 計算誤り等で過大に宿泊税を納入してしまった場合、更正の請求をしていただくことで過大に納めた分の還付を受けることが可能です。更正の請求をする際は、「宿泊税更正請求書」を提出してください。市が、宿泊施設の実地調査や帳簿等を調査して、更正等の処理を行います。なお、更正の請求は、原則として納入期限から5年以内です。
Q9 宿泊税の申告を忘れていた場合や納入が遅れた場合のペナルティなどはあるのでしょうか。
A 申告納入期限までに宿泊税の申告納入がなかった場合は、原則、本来納入すべき宿泊税額の他に、加算金や延滞金を納めていただく必要が生じます。その他、過少に申告した場合や帳簿等の記載義務違反、調査の拒否などに対して、宿泊税条例や地方税法に基づいた罰則や滞納処分等がございます。
Q10 新たに宿泊事業を始めることを検討していますが、何か届出は必要ですか。
A 新たに宿泊事業を営む場合、経営を開始しようとする日の前の平日までに、市民税課に宿泊税特別徴収義務者申告書をご提出してください。申告書には、旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面の写し、宿泊約款等も添付するようお願いいたします。申告書の様式は、市ホームページから印刷いただくか、市民税課の窓口にあります。その他詳細は手引きをご確認ください。
Q11 宿泊税特別徴収義務者申告書を提出したいのですが、現在、旅館業法の許可申請中で許可証の添付が出来ません。この場合、どうすればよろしいでしょうか。
A 申告書提出時点で、旅館業法の許可申請中であるなどの事情により、許可証等の写しが提出できない場合は、営業を行う建物の登記事項証明書の写し、及び、法人の場合は履歴事項証明書の写し、個人の場合は住民票の写しを添付いただき、許可等が下り次第、許可証の写しを提出してください。その他詳細は手引きをご確認ください。
Q12 代表者や施設名称の変更など、宿泊税特別徴収義務者申告書の申告事項に変更があった場合に必要の手続きを教えてください。
A 代表者、施設名称、特別徴収義務者、書類送付先の変更など、申告いただいた内容に変更があった場合、「宿泊税特別徴収義務者異動届出書」の提出をお願いします。ただし、営業譲渡や相続、会社分割、個人(法人)から法人(個人)への変更等により特別徴収義務者に変更があった場合は、当該届出ではなく、従前の特別徴収義務者による「宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書」と、新たな特別徴収義務者による「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出をお願いします。なお、その他の提出書類や詳細の手続きは手引きをご確認ください。
Q13 宿泊施設の営業を1か月以上休止する予定です。何か届出が必要でしょうか。
A 宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、休止の前までに「宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書」の提出をお願いします。営業を再開する場合は、再開の前までに再開日を記載した当該届出書の提出をお願いします(休止の届出の際に休止期間の終期を記載いただき、その後変更がない場合は、再開の届出は不要です。)。なお、その他の提出書類や詳細の手続きは手引きをご確認ください。
Q14 宿泊施設の営業を廃止しました。何か届出が必要でしょうか。
A 宿泊施設の営業を廃止した場合、廃止の日から10日以内に廃止日を記載した「宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書」の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類や詳細の手続きは手引きをご確認ください。

Q15 納入申告書等の様式にある「施設番号」とは何を記載すればよろしいでしょうか。
A 「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出された宿泊事業者様に対して、弘前市がそれぞれの宿泊施設に番号を割り当てて通知いたしますが、その番号を「施設番号」といいます。納入申告書の他、宿泊税に係る各種様式に記入いただくこととなりますので、番号を保管していただきますようお願いいたします。
Q16 複数の宿泊施設を経営しています。特別徴収義務者申告書はまとめて1枚の提出でよろしいですか。施設ごとに提出すればよろしいでしょうか。
A 宿泊施設ごとにそれぞれ提出をお願いいたします。なお、その後の納入申告についても宿泊施設ごととなります。

6 領収書について

Q1 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか。
A 領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますので、ご注意ください。 なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問い合わせください。
Q2 領収書等に宿泊税を徴収した旨の記載は必要でしょうか。
A 領収書等には宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。税の名称表示は、日本語表記(宿泊税)、英語表記(Accommodation Tax)のいずれかで統一してください。なお、領収書への記載例は手引きに掲載していますので、ご参考ください。
Q3 手引き等に掲載されている領収書は単なる例であって、事業者が作成する様式を使うことで差し支えないですか。
A ご認識の通り、例はあくまで参考ですので、宿泊税の表記や内容に問題がなければ、事業者様が作成する任意様式を使用していただいて構いません。
Q4 仮に4名で宿泊して、代表者が全員分の宿泊料金及び宿泊税をまとめて支払った場合、代表者に宿泊人数、4名分の宿泊料金及び宿泊税額を記載した領収書をお出しすることで問題ないでしょうか。
A 代表者一人に宿泊人数、宿泊人数に応じた宿泊料金及び宿泊税額をまとめて記載した領収書をお出しいただくことで問題ございません。 宿泊者ごとに領収書を出すように要望があった場合は、宿泊者ごとにお出してください。
Q5 4泊した場合、宿泊税は宿泊人数×4日分の合計額となるが、仮に領収書で、客室料金の中に消費税や入湯税、宿泊税等を含めて記載する場合、領収書には一人当たりの宿泊税がいくらかといった内訳の記載も必要でしょうか。
A 宿泊人数分の宿泊税額を合計して記載いただいて構いません。また、一人当たりの宿泊税の内訳についても、特段記載いただく必要はございません。 ただし、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額等について、帳簿や書類等に記載の上、それぞれの種類に応じた期間、保存していただく必要があります。

Q6 団体客の宿泊があった場合、領収書は団体宛てに1枚のみ出しています。宿泊税について、団体宛てに宿泊税●人分と記載して、1枚のみ出せばそれで足りるのか。それとも宿泊した一人一人に出す必要がありますか。
A 領収書は団体宛てにまとめて、宿泊税●人分と記載して1枚のみ出していただく方式で問題ございません。
Q7 宿泊料金等(宿泊税以外)分の領収書、宿泊税分のみの領収書というように、それぞれ分けて出してもよいですか。
A 宿泊料金等(宿泊税以外)分は宿泊料金等(宿泊税以外)分、宿泊税分は宿泊税分として、それぞれ別で領収書を出していただいて問題ございません。
Q8 会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。
A 帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。(宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。)

7 特別徴収事務交付金について

Q1 交付金とはどのようなものですか。
A 交付金は、宿泊税の特別徴収事務の負担を鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、宿泊税の特別徴収義務者である宿泊事業者様が原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の一定割合(3.5%)を宿泊事業者様に交付する予定としております。
Q2 申告納税額の3.5%を交付金として交付してくれるとのことだが、3.5%の根拠は。
A 交付金の「申告納税額の3.5%」については、宿泊税徴収の負担軽減策として、先行自治体の多くが「申告納税額の2.5%」を交付していることを参考に、宿泊税検討委員会からの要望も考慮して、1.0%上乗せした3.5%したものです。

8 システム整備等補助金について

Q1 システム整備等補助金とはどのようなものですか。
A 補助金は、宿泊税導入に伴う事務負担の軽減や宿泊税の円滑かつ確実な徴収を図るため、宿泊税の特別徴収義務者である宿泊事業者様が、宿泊税の導入にあたって必要となる、レジシステムの改修やパンフレットの修正(宿泊税の文言を追加するなど)等に係る費用の一部を補助するものです。
Q2 補助金の申請を予定していますが、補助金に上限はありますか。
A 補助金の上限は50万円、補助率は消費税・地方消費税を除いて10分の10です。レジシステムの改修費用の総額が55万円(うち消費税5万円)の場合、消費税を除いた50万円が補助金の対象となり、消費税分の5万円が宿泊事業者様の自己負担となります。
Q3 補助金の申請は上限に達するまで複数回可能でしょうか。
A 申請は複数回可能です。ただし、申請の都度、申請書や事業計画書等の作成が必要になります。

Q4 レジシステムの改修は必須ですか。
A 既に利用されているシステムの設定変更で対応可能な場合や紙媒体で管理する場合など、改修の必要がない場合は必須ではありません。各事業者様の事情によりご判断いただきますようお願いいたします。
Q5 補助金の対象となる事業とは具体的にはどのようなものが該当しますでしょうか。
A 補助金の対象となる事業は、①システム整備事業、②関係帳票整備事業、③周知事業の3つがござい ます。①については、既存のシステムを改修する他、新たなシステム(ソフトウェア)の導入やPC等(ハードウ ェア)の購入等が該当します。②については、領収書の購入・修正等が該当します。③については、パンフレ ットやポスター、チラシなどの紙媒体の新規作成・修正に加えて、施設ホームページやインターネットの広告 バナーの新規作成・修正などが該当します。これらは、あくまで宿泊税導入に伴うものに限定されます。
Q6 補助金の申請が総務大臣同意後からでないと出来ないとのことだが、それだと宿泊税導入までの期間 が4ヶ月ほどしかない。これではシステム整備の時間が取れず、宿泊税徴収の準備ができない。
A 補助金については、正式な申請受付は総務大臣同意後になりますが、それまでの間も、準備行為とし て、業者との打ち合わせや見積もり依頼は行っていただいて問題ございませんので、12月までに間に合うよ うに事業計画を立てていただければと考えております。事前相談を受け付けていますので、計画のある方は 早めにご相談ください。
Q7 システム整備等補助金の上限額が50万円となっている根拠は。
A システム整備等補助金の上限50万円については、先行自治体の例や宿泊事業者の皆様に行ったアン ケートの結果等を参考に額を決定し、宿泊事業者の皆様の負担をできるだけ軽減するため、上限額までは 補助率を100%補助することとしたものです。
Q8 「他の補助金等の交付対象となっている経費は補助対象外です。」とありますが、宿泊管理システムを 導入した際に助成金を利用している場合は、補助対象外になりますか。
A 本補助金は宿泊税の導入に伴い必要となる事業が対象となります。また、補助対象外となる、「他の補 助金等」とは、本補助金の対象となる事業(宿泊税の導入にあたって必要となる事業)に対して、他の補助 金等を利用する場合が該当します。 ご質問のケースでは、宿泊管理システムの導入費用として助成金の交付を受けていますが、宿泊税の導 入に伴うシステムの改修費用としては補助金等の交付を受けていませんので、その他の交付要件を満たし ていれば、本補助金の対象となります
Q9 課税開始日までにシステム改修を終わらせたいので、先に改修をしてしまい、後から補助金申請した場 合も交付の対象となるのか。
A 補助金の交付申請書を提出いただいた事業者様に対して、交付が決定しましたら書面で通知いたしま す。交付決定前に事業に着手した場合は交付の対象外となりますので、通知を確認した上で、事業に着手 するようお願いいたします。

9 その他

Q1 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのか。また県が導入した場合は二重課税となるのではないか。

A 二重課税とは一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため、同種の税ではありません。また、福岡県・福岡市・北九州市において、すでに国の承認を受けて宿泊税が導入されている事例があります。

※二重課税とは(定義)・・・一つの課税原因に対して、同種の租税が重複して課税されること

【国税】消費税 【地方税:法定外目的税】宿泊税 同種ではない

【地方税:法定目的税】入湯税

【参考】複数の税がかけられている事例

種目	税の種類
ガソリン(1リットル)	揮発油税(53.8 円)、石油税(2.8 円)、消費税(10%)
たばこ(定価 540 円)	国たばこ税(126.04 円)、たばこ特別税(16.4 円)、市町村たばこ税(122.44 円)、都道府県たばこ税(20.00 円)、消費税 19.09 円
酒	酒税、消費税
法人(法人利益)	法人税、地方法人特別税、法人事業税、法人県民税、法人市民税

【「福岡県及び福岡市における宿泊税の導入について」の石田総務大臣記者会見(令和元年 5 月 28 日)より抜粋】

宿泊税は地方税法上の法定外税であり、制度上は県も市も導入することが可能。法定外税の協議を受けた場合には、地方税法において、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、国の経済施策に照らして適当でないことに該当すると認められる場合を除き、同意しなければならないこととされている。今後条例案が県市の議会において可決され、総務大臣への協議が行われた場合には、地方税法に基づく手続に沿って、税率、使途等、その内容を精査の上、適切に対応してまいりたい。

また、宿泊税の課税対象は宿泊料金を伴うものですが、消費税、地方消費税は宿泊料金に含まないため、二重課税とはなりません。また、宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し消費税はかかりません。

$$\boxed{\text{宿泊者から徴収する金額}} = \boxed{\text{宿泊料金}} + \boxed{\text{宿泊税}}$$

【参考】不課税取引

消費税の課税の対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う取引です。これに当たらない取引には消費税はかかりません。これを一般的に不課税取引といいます。

例えば、国外取引、対価を得て行うことに当たらない寄附や単なる贈与、出資に対する配当などがこれに当たります。

【現在の想定する定義】

宿泊税の課税対象	宿泊料金を伴うもの ○その利用行為が契約上、宿泊としての取り扱いであるもの ○上記以外でその利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
宿泊料金	食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額 【例：宿泊料金にみなされるもの】 ○清掃代 ○寝具使用料 ○入浴料 ○サービス料 ○奉仕料 【例：宿泊料金にみなされないもの】 ○食事代 ○駐車料金 ○電話代 ○会議室使用料 ○立替金 ○チップなど ○消費税、地方消費税、入湯税

Q2 入湯税とは二重課税にならないのか。
A 二重課税とは、一つの課税要因となる取引や事実関係に関して、同種の租税が重複して課されることとされております。入湯税は入湯行為に課税されるもの、宿泊税は宿泊行為に課税されるものであり、それぞれ課税要因が異なることから、二重課税には当たらないものと認識しております。
Q3 宿泊税は売り上げに含まれるのか。
A 宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売り上げに含まれません。
Q4 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。
A 宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。
Q5 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。
A 簡易宿所の営業許可を受けているようであれば毎月申告が必要になります。なお、経営をしていない時期があれば、休止・再開・廃止申告書を市民税課までご提出ください。
Q6 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえませんか。
A 宿泊税は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については、下記の①、②で判断します。 ① その利用行為が契約上宿泊としての取り扱いであるもの ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
Q7 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのか。
A 振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者にご負担いただくことになります。宿泊料金を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。

Q8 宿泊税導入後に特別徴収義務者の申告を行っていない宿泊業者への対応はどうか。
A 市内で宿泊施設を営業している方は申告を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。市で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者としての申告及び申告納入を行うよう指導いたします。 また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、市で税額の決定を行い、納入していただきます。なお、不申告加算金等の加算金も課されます。
Q9 事務が増える宿泊事業者に対する具体的な支援とは。
A 宿泊税の導入に当たっては、宿泊事業者の協力が不可欠であり、ご説明した制度についても皆様の事務軽減を念頭に作成しております。主な支援策としましては、 ・宿泊事業者が円滑に事務を行えるよう、事前説明会の開催（開催済み） ・既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築等に対する補助金 ・宿泊事業者への事務交付金の創設（前年度に徴収していただいた宿泊税の3.5%） ・電子手続き（eLTAX）による申告・納入体制の構築 ・チラシ・ポスター等を活用した周知・広報 ・事業者向けの受入環境整備補助金（多言語化、トイレ様式化、Wifi環境等の整備）
Q10 宿泊料金をポイント精算した場合や無料招待券で宿泊した場合は。
A 宿泊施設のポイントや無料招待券など経営者自らのサービスにより、無料となった場合は課税されません。しかし、<u>経営者自らのサービス以外の、宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等（いわゆる第三者割引）により無料になった場合については、課税されることになります。</u>
Q11 宿泊税を管理するにあたって、現在作成している帳簿等とは別に新たに宿泊税用の帳簿等を作成する必要はありますか。
A 現在作成されている帳簿等（総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）において、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額等の記載事項が網羅されていれば、新たに作成する必要はございません。
Q12 特別徴収義務者は、市に代わって宿泊税を徴収してあげるのに、帳簿の作成漏れや申告遅れに対する罰則がたくさんある。なぜこれほど罰則を定める必要があるのか。
A 宿泊税に限らず、税に関しては、公平・公正に税を納付していただくため、不正への抑止措置として基本的に罰則が定められております。決して宿泊税の特別徴収義務者の皆様に特に厳しいということではなく、税の制度として一般的なものです。法律等に定められた内容に従って業務を行っていただければ、罰則などが適用されることはありませんので、よろしくお願いいたします。

Q13 OTA 等サイト掲載の例文は市から示されるのか。また、宿泊税の周知はいつからしてよいのか。

A OTA 等の掲載文については、以下の例をご参考ください。また、周知については始めていただいて構いません。

例① 2025 年 12 月 1 日より、弘前市内の宿泊施設にご宿泊される方に対して
ご宿泊されるお客様お一人様につき 1 泊 200 円の宿泊税が課税されます。ご予約いただきました
料金とは別に、宿泊税をお支払いいただくことについて何卒ご理解ご了承のほどよろしくお願いいた
します。

＜宿泊税が免除される場合＞

・修学旅行等の教育課程内の教育活動(学校行事等)に伴う宿泊等

※免除については適用条件がございます。

詳細は弘前市公式ホームページをご確認ください。

例② 弘前市では、令和 7 年 12 月 1 日より宿泊税を導入します。プラン代金に宿泊税が含まれますの
で、予めご了承ください。

税額は、1 人 1 泊につき 200 円です。

なお、修学旅行等の教育課程内の教育活動(学校行事等)に伴う宿泊等は、課税の対象となりま
せん。※免除については適用条件がございます。

弘前市宿泊税について詳しくは[こちら](#)をご参照ください。

Q14 次回の国スポの会場となる自治体の中で、開催時点で宿泊税が導入されているのはおそらく弘前市
だけかと思います。青森県あるいは国スポの関係団体、宿泊を募集する事業者に対して、宿泊税の導入に
関する情報はすでに伝わっているのでしょうか。それともこれから伝えていく予定でしょうか。

A 様々な手段でPR活動を行い、宿泊税の導入について、十分な周知ができるよう努めてまいりたいと思
います。

Q15 高校総体に関する宿泊は課税対象になるとのことですが、県を通じて、運営側にすでに伝わっている
のでしょうか。それともこれから伝えていく予定でしょうか。予約があれば宿泊税についても説明をするが、宿
泊する際に宿泊税分の値段が上がるケースなどがあると思うので、宿泊税の導入について、事前にアナウ
ンスなどあった方がスムーズに事が進むかと思います。

A Q14 の回答をご参照ください。

以 上